

## 調査地点別の総繊維数濃度調査結果

(単位：本/L)

調査地点		調査期間 <sup>※1</sup>	総繊維数 <sup>※2</sup> (幾何平均 <sup>※3</sup> )
名称	所在地		
鳥取保健所	鳥取市江津	H23. 6. 15～ 6. 17	0. 63
		H23. 8. 16～ 8. 18	0. 23
		H23. 12. 13～12. 15	0. 37
		H24. 2. 13～ 2. 15	0. 17
倉吉保健所	倉吉市東巖城町	H23. 6. 15～ 6. 17	0. 76
		H23. 8. 16～ 8. 18	0. 53
		H23. 12. 13～12. 15	0. 29
		H24. 2. 13～ 2. 15	0. 60
米子保健所	米子市東福原	H23. 6. 15～ 6. 17	0. 37
		H23. 8. 16～ 8. 18	0. 54
		H23. 12. 13～12. 15	0. 42
		H24. 2. 13～ 2. 15	0. 87 <sup>※4</sup>

※1 調査期間内の3日間(4時間×3回)測定。

※2 総繊維数とは、アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)に基づき位相差顕微鏡法により長さが5 $\mu$ m以上、3 $\mu$ m未満、アスペクト比が3以上の繊維(石綿以外を含む)を計数したものの。  
(アスペクト比：長さ/幅)

※3 幾何平均は、3日間測定して得られた測定値を幾何平均した値。

※4 米子保健所における2月13日の総繊維数が2.4本/Lであったため電子顕微鏡による同定を行ったところ、石綿繊維は検出されなかった。

## 【参考】

- ・大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準：10本/L
- ・世界保健機構(WHO)環境保健クライテリア(EHC53)：「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下～10本/Lであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」